

|   |       |   |     |      |
|---|-------|---|-----|------|
| 報告番号  | 甲 乙 第 | 号 | 氏 名 | 青木 健 |
| 主論文題名：<br>近現代日本における共有林と林政<br>—基層としての「民林自治」—   |       |   |     |      |
| (内容の要旨)<br>地域に自治的な森林管理が存在する日本・ドイツは、持続可能な森林管理を行ってきたとされる代表例である。しかし地域における「自治」と一言でいっても、その実際の担い手や、担い手であることを相対的に強く志向する主体には、日本とドイツでは違いがある。本論文では、森林管理の担い手に関する日本の特質を究明する。<br>このような観点から、ドイツでの森林制度の整備過程について、はじめに検討する。まずドイツでは、国有林経営では、経営林地の「官」「民」区分を徹底することが行われた。さらに「民」の領域でも農民による共同利用に供される林地を切り離しつつ、純粋に公的性質を具備した林地を創り出した上で、地方公共団体が公有林の管理を行うというのが、ドイツの事例であった。そこには国家や地方といったレベルを問わず、公的主体が森林管理の専管的担い手を志向する姿があったのである。<br>それに対して、水利問題を中心に支配権力を行使する傾向が強かった日本の公的権力は、在地に根を張って営林支配を強めるという歴史的蓄積を欠いていた。そこで、森林管理で実効力をもったのは、農民による自治的な森林管理、即ち「民林自治」であった。こうした「民林自治」が広範に根づいていたなかで、全く一から森林管理における「官治」の領域を創り出そうとしたプロセスが、日本の森林制度の整備過程であった。その過程の出発点である地租改正では、所有地の官民区分は行われたが、経営林地の「官」「民」峻別は徹底されず、逆に「官」の領域に「私権的利用」を重疊的に残存させるような森林制度がつくられた。このような森林制度の整備については、農民による「私権的利用」が場合によっては、森林管理の面でも有益な影響をもたらすという認識がその背景にあったといえるのである。言い換えれば公的主体には、森林管理の専管的担い手であろうとする強い志向性がなかったといわざるを得ないのである。<br>こうした日本の林政の特色が端的にあらわれるのは、農民による入会的林野利用が支配する「民」の林地から、公的な林地を創り出して森林管理を行う公有林経営の展開である。日本における公有林政策は、法制上では、施業案監督制を基本にしながら、官行造林制度の創始へと展開した。しかし、その政策展開の前提となる農民による入会的林野利用の清算は容易に進展しなかった。そこでは地方公共団体が、いわば「民林自治」の虜となってしまい、公有林政策を自覚的に展開する素地が決定的に欠如していたのである。<br>このように日本では、公的主体よりも地域社会ないしは共同体の方が、森林管理の担い手として重要な役割を果たしていたが、その実態について明らかにするために、本論文では長野県下伊那郡山本村山本区有林の経営展開を分析した。<br>山本区有林は、明治期の町村制の下で、その所有権は表面上行政村・山本村に属しながらも、事実上の所有・経営の主体性は、末端集落である山本区にあった。その森林管 |       |   |     |      |

理は、基本的には共有山保護規約という、いわば集落の慣行秩序にもとづいており、農民による林野利用は、この自治のルールによって律せられていた。農民による森林管理は、このような集落における内部的自治の面のみに見出されるだけでなく、対外的にも効力を発揮した。その典型例には、山本区が官行造林案に反対したことがあげられる。この造林案は行政村・山本村レベルで立案されたもので、いわば公的な森林管理の試みのひとつであった。山本区はこの官行造林案に対し、入会的林野利用の保持の観点から反対した。即ち、「民林自治」が公有林政策の進捗を阻んだといえる。

以上のような地域社会における自治的な森林管理は、公権力による介入をほとんど受けつけずに推移したが、1950年代になると、造林が次第に活発化する中で、山本区有林の利用も立木売却時の収益金配分に重点が移った。しかし、配分金要望を背景にした立木売却は、在来種を中心とした林地の大規模な皆伐を引き起こし、従来維持されていた自治的森林管理に、根本的な性格変化を引き起こした。即ち山本区は外部からの資金導入、具体的には国家資本の導入によって、造林を進めていかざるを得ない状況に至ったのである。

こうした「民林自治」の側の変化を受けて、山本区の共有林における造林は、分収造林制度を梃子として進展していった。しかしこうした造林の政策展開は、いわば「民林自治」への働きかけを通じたもので、もはや民有林政策の一環であった。つまり山本区の共有林経営の事例分析を通して見る限りでも、公的主体による森林管理としての公有林経営は、結局行われなかったといえるのである。